

2019年度事業計画

1. 事業活動方針

当財団は保有債券の利子収入で事業運営を行っております。2013年に公益財団法人の許認可を受けてより、公益法人制度改革3法の財務3基準を順守しながら活動してまいりましたが、今年度におきましても何とか昨年と同等額の利子収入が確保できる見込みであり、よって当財団の柱である助成活動も昨年同様に実施致します。

しかしながら、現在保有の債権が来年度より次々に償還期日を迎えます。現債権は昨今の低金利時代以前に発行されたものであり、それ相当の利子収入が確保出来ておりましたが、償還後の新規に購入する債券では現行利子の確保は全く出来ないと言ってよく、利子収入を財源とする当財団に取っては死活問題となります。将来の財団運営をどのように進めて行くか、改めて検討する年度にもなると考えます。

2. 事業内容

社会福祉団体及び社会福祉関係のボランティア活動団体の支援(第4条1号事業)

1) 神奈川県下の障害者又は高齢者に関わる社会福祉活動を行う事業団体、ボランティア団体等を支援するために助成金を支給する。

① 実施時期を次の通りとする。

5月 助成応募申請受付(受付期間1ヶ月)

7月 審査委員会で助成先を選考、助成額を決定し、その結果をもとに理事会で審議、最終決定する。

8月 決定通知の発送及び助成金交付開始

② 助成金の使途は次の通りとし、それぞれ助成上限額を定める。

- ・ 機器(設備含む)の購入費 上限50万円
- ・ 事業活動費(事業研修・特別に実施するイベント・調査研究等) 上限30万円
- ・ 事業運営経費(年間諸経費の不足等) 上限10万円

③ 助成金総額 1,400万円を以下の3つの対象区分に分け、それぞれ助成金額と助成先団体数を定める。

ア) 社会福祉事業団体(法人団体、当事者団体及びその上部団体又はこれに準ずる団体、地域活動支援センター等の諸施設)への支援

○助成金額 800万円の範囲内で、助成先団体40団体を目途とする。

イ) 社会福祉ボランティア団体（市民ボランティア活動団体、当事者保護者団体等）への支援

○助成金額 500万円の範囲内で、助成先団体35団体を目途とする。

ウ) その他社会福祉活動（上記ア）、イ）以外の必要と認めた社会福祉活動を行う団体等）への支援

○助成金額 100万円の範囲内で、助成先団体5団体を目途とする。

尚、ア）、イ）、ウ）の各助成金額及び助成先団体数は応募申請の状況により全体で調整変更することとする。

2) かながわともしびセンター活動支援

- ① 目的 : 当該センターが実施する福祉作文コンクールの「ふれあい賞」に対する記念品の支給
- ② 対象 : 県内小学生・中学生
- ③ 助成の範囲 : コンクールでの優秀賞「ふれあい賞」に対する記念品の支給助成
- ④ 助成額 : 2万円以内を目途とする。
- ⑤ 時期 : 当該センターの計画による。

9 月 募集締切
11 月 県審査会
12 月 表彰式

3) 助成先との交流会・助成先訪問

① 助成先との交流会

- ・目的 : 助成ニーズの把握と次年度以降助成の在り方の研究
- ・時期 : 2019年10月または11月
- ・交流団体数 : 2グループ各6～8団体とする。

② 助成先訪問

助成した団体又はボランティア団体の内5～6ヶ所を目途に、助成の実施確認と助成先の状況を視察する。

以上